

## 大阪府基礎自治機能充実強化推進本部運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「大阪府基礎自治機能の充実及び強化に関する条例（令和6年大阪府条例第1号。以下「条例」という。）」第21条の規定に基づき、「大阪府基礎自治機能充実強化推進本部（以下「本部」という。）」の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 本部は、条例第20条の規定に基づき、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 本部長は必要があると認めるときは、その都度本部員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

### (運営)

第3条 本部長は、本部を招集し、これを主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、副本部長がその職務を代理する。

3 本部は原則公開とする。

### (幹事会)

第4条 本部に幹事会を置く。幹事会は別表第2に掲げる職にある者及び知事が特に指名する者をもって構成する。

2 幹事会は、総務部市町村局振興課長が招集し、これを主宰する。

3 幹事会は、必要があると認めるときは、その都度関係課長等の出席を求めることができる。

4 幹事会の下部組織として、特定の課題を調整又は推進するため、必要に応じ検討会又はワーキング・グループを置くことができる。

### (事務局)

第5条 本部の事務局は、総務部市町村局振興課に置く。

### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（本部員）

副首都推進局長
危機管理監
政策企画部長
万博推進局長
総務部長
市町村局長
財務部長
スマートシティ戦略部長
府民文化部長
I R 推進局長
福祉部長
健康医療部長
商工労働部長
環境農林水産部長
都市整備部長
大阪都市計画局長
大阪港湾局長
教育長
警察本部長

別表第2（幹事会）

副首都推進局	副首都企画担当課長
危機管理室	防災企画課長
政策企画部	政策企画総務課長
万博推進局	企画部企画課長
総務部	法務課長
	人事課長
	市町村局行政課長
	市町村局振興課長
財務部	財政課長
スマートシティ戦略部	スマートシティ戦略総務課長
府民文化部	府民文化総務課長
I R 推進局	企画課長
福祉部	福祉総務課長
健康医療部	健康医療総務課長
商工労働部	商工労働総務課長
環境農林水産部	環境農林水産総務課長
都市整備部	都市整備総務課長
大阪都市計画局	総務企画課長
大阪港湾局	企画調整担当課長
教育庁	教育総務企画課長
警察本部	総務部総務課長
	警務部警務課長